

軽自動車等の登録状況の確認をおねがいします

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。車両の新規取得や登録の内容に変更（名義変更・住所変更等）があった場合は15日以内に、廃車や譲渡した場合は30日以内に申告をする必要があります。手続きが正しく行われない場合、令和8年度も課税の対象となるため期限内に手続きを行ってください。

手続き先一覧

車の種類	手続き場所	必要事項
原動機付自転車（125cc以下） 特定小型原動機付自転車（電動キックボード等） ミニカー（50cc以下） 小型特殊自動車（トラクター、フォークリフト等） ※水戸ナンバーの小型特殊自動車は茨城運輸支局での手続きとなります。	茨城町税務課（5番窓口） 住所：茨城町小堤1080番地 ☎ 029-240-7114(直通) 詳しくはこちら 茨城町HP 	名義変更 ・標識交付証明書 ・譲渡証明書 ・届出者の本人確認書類 廃車 ・ナンバープレート ・標識交付証明書 ・届出者の本人確認書類
二輪の軽自動車（125cc超～250cc以下） 二輪の小型自動車（250cc超）	関東運輸局 茨城運輸支局 住所：水戸市住吉町353番地 ☎ 050-5540-2017	茨城町役場では手続きができません。事前に電話・ホームページ等でご確認のうえ、お手続きをお願いします。
軽自動車（660ccまでの三輪・四輪車） ボートトレーラー	軽自動車検査協会 茨城事務所 住所：水戸市酒門町4400番地 ☎ 050-3816-3105	

よくあるお問い合わせ

- Q 4月2日に軽自動車を譲りました。軽自動車税に還付はありますか？**
A 軽自動車税は月割制度がありません。そのため、4月2日に名義変更された場合でも、その年度の税金は納めていただくことになり、還付はありません。
- Q 解体業者に車両を引き渡した場合はどのような手続きが必要ですか？**
A 解体業者に廃車手続きが終了していることを確認してください。手続きがされていない、確認がとれない場合は4月1日までに税務課にご相談ください。
- Q 既に所有していない車両が課税されている場合はどのような手続きが必要ですか？**
A 車両の廃車手続きがされていない可能性がございます。至急税務課までご連絡ください。

県外で手続きを行った場合は書類の提出が必要です

県外で125cc超の二輪バイクや軽自動車の廃車・名義変更を行った場合は、「軽自動車税申告書（報告書）」（受付印があるもの）、「軽自動車届出済証返納証明書」または「変更後の車検証」などを茨城町の税務課に提出してください。税務課で手続きが確認できない場合、翌年度以降も課税される可能性があります。詳しくは税務課までお問い合わせください。

【問合せ先】 税務課 ☎ 029-240-7114（直通）

20歳になられた皆さんへ 日本年金機構からのお知らせです

日本にお住まいの20歳以上の方は、国民年金に加入し、保険料を納付する必要があります。20歳になってから概ね2週間以内に、「基礎年金番号通知書」、「国民年金保険料納付書」が届きます。日本年金機構では、国民年金制度の内容やメリット、保険料の納付方法や免除の手続きなどをわかりやすく動画でご案内しています。

国民年金の加入と保険料のご案内・日本年金機構ホームページはこちら→



学生納付特例制度

学生の方で本人の所得が所得制限額以下の場合には、保険料の納付が猶予される学生納付特例制度を利用できます。
 ※前年の所得が制限額を超えた方で「雇用保険被保険者離職票」等の添付がある場合、退職特例制度が適用される可能性があります。
 ※学生納付特例を受けた期間の保険料は受給資格期間の計算に含まれますが、年金受給額に反映させるためには追納する必要があります。

▶申請に必要なもの：学生証（有効期限が確認できるもの）の両面コピーまたは在学証明書（原本）

障害年金のご案内

障害年金は、病気やけがによって生活や仕事などが制限された場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。障害年金を受けるには、一定の要件がありますので、該当の相談窓口でご相談ください。

▶まずは初診日を確認してください

障害年金の相談をする前に、**初診日**とその病名、医療機関名の確認をお願いします。初診日とは、**障がいの原因となった病気やけがで初めて医療機関を受診した日**です。障害年金の請求をするうえで非常に重要な事項なので、必ず確認してから相談してください。

▶相談窓口へ相談してみましょう

初診日に加入していた年金制度によって、相談先が異なります。水戸南年金事務所は事前予約が必要です。

茨城町保険課で相談する場合も、相談には時間が必要（1～2時間程度）となり、また対応できない場合もありますので、事前に来庁日等をご連絡いただくことで相談がスムーズに進められます。時間に余裕をもってご来庁ください。

初診日に加入していた年金制度		請求手続きの相談窓口	予約
厚生年金	60歳以上65歳未満の方	水戸南年金事務所	必要
国民年金	第3号被保険者*	茨城町保険課 医療年金グループ（4番窓口）	おすすめ します
	第1号被保険者		
20歳前の方			

※ 会社員や公務員などの第2号被保険者（夫など）に扶養される配偶者の方



障害年金・日本年金機構ホームページはこちら→

保険料の納め忘れはありませんか？
 国民年金の保険料に未納があると、障害年金を受け取れない場合があります。
 保険料の納付、または免除の手続きをお願いします。



【問合せ先】 水戸南年金事務所 ☎ 029-227-3278
 茨城町 保険課 医療年金グループ ☎ 029-240-7113（直通）